

税制上の優遇措置

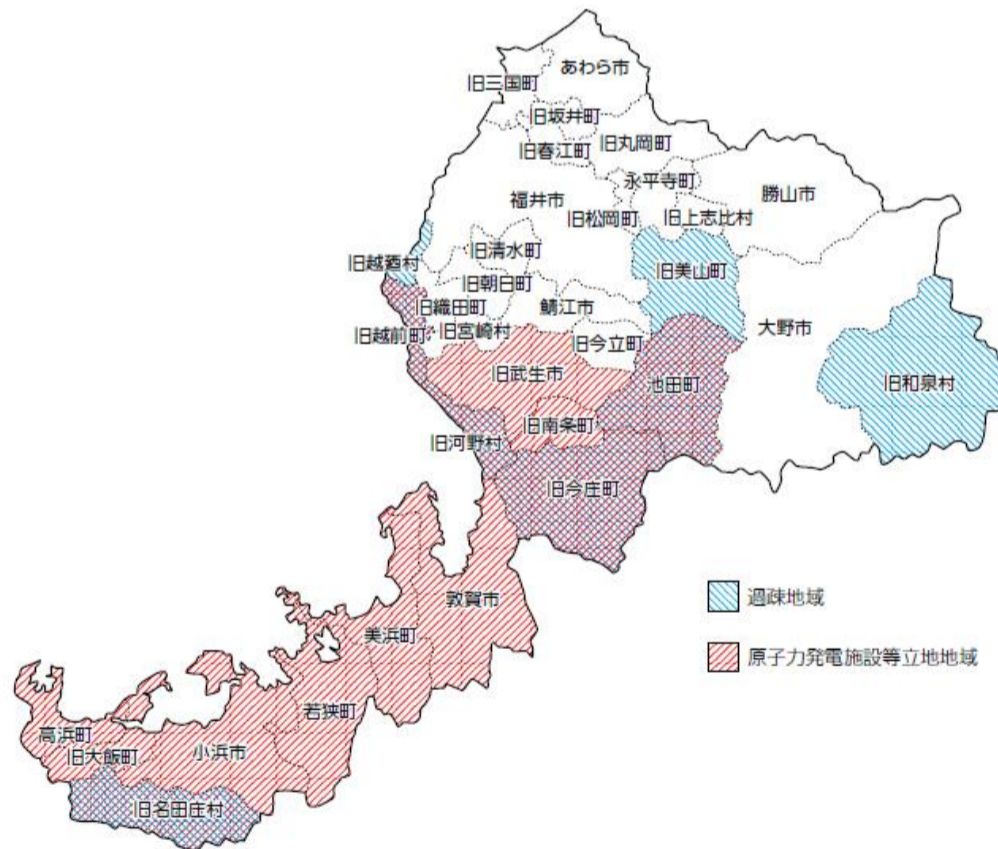
H30.4.1

区分	過疎地域自立促進特別措置法	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	地域未来投資促進法
対象地域	過疎地域 ※下図①を参照	原子力発電施設立地地域 ※下図①を参照	県内全域 (地域経済牽引事業計画で定める促進区域)
対象業種	製造業、情報通信技術利用業(コールセンター)、旅館業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	地域経済牽引事業計画で定める対象事業
県税	課税免除 または 不均一課税	課税免除 ○事業税(3年間) ○不動産取得税 ○県固定資産税(3年間)	不均一課税 ○事業税(3年間) ○不動産取得税 9/10課税免除 ○県固定資産税 初年度9/10免除 2年度 3/4免除 3年度 1/2免除
	要件	対象事業の用に供する設備の合計額が2,700万円超	対象事業の用に供する設備の合計額が2,700万円超 ※製造業以外の場合2,700万円超かつ増加従業員15人超
国税	減価償却資産の特別償却	課税免除 ○不動産取得税 ○県固定資産税(3年間)	特別償却 ○機械および装置 40/100 ○建物およびその付属設備 20/100 税額控除 ○機械および装置 4/100 ○建物およびその付属設備 2/100
	事業用資産の買換え特例	適用あり	—

※ 不動産取得税の課税免除等は、製造業等対象事業の用に供する家屋、および取得後1年以内に対象となる家屋の建設に着手した場合の敷地で直接対象事業の用に供する部分が対象になります。

※ 市町によっては、独自に固定資産税の減免、奨励金の交付等を行っています。

〔図①〕 過疎地域、原子力発電施設等立地地域



〔図②〕 同意集積区域

